

特定健康診査・特定保健指導の実施状況

実施状況で掛金率に影響が！

当組合では、40歳以上75歳未満の組合員およびその被扶養者の方に特定健康診査を実施し、その結果、生活習慣病の発症や重症化のリスクが高い方に特定保健指導を実施することにより、生活習慣の改善に必要な助言や支援を行っています。

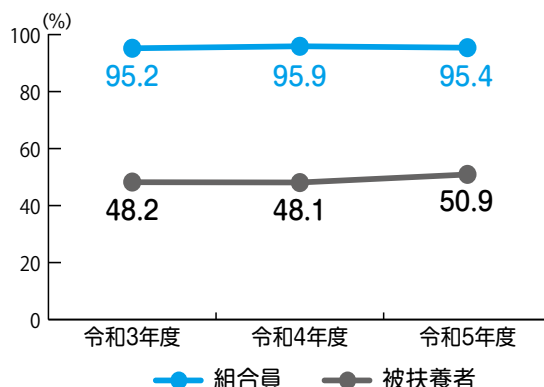
令和5年度は、特定健康診査受診率が87.6%（令和4年度：85.5%）、特定保健指導実施率が33.6%（令和4年度：45.0%）となりました。

この2つの率は、後期高齢者の医療費を支えるために各健康保険組合が負担する「後期高齢者支援金」を決定する主要なものです。

当組合の後期高齢者支援金は令和5年度で約38億7千万円となっており、皆さんの毎月の給与から控除される短期掛金に大きな影響を与えています。

被扶養者の受診率向上のため、健康診断受診の声掛け等のご協力をお願いいたします。

特定健康診査受診状況



被扶養者の皆さんへ

健診結果を提出してください！

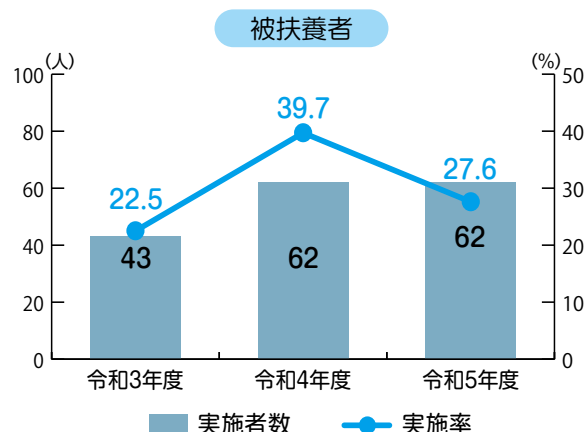
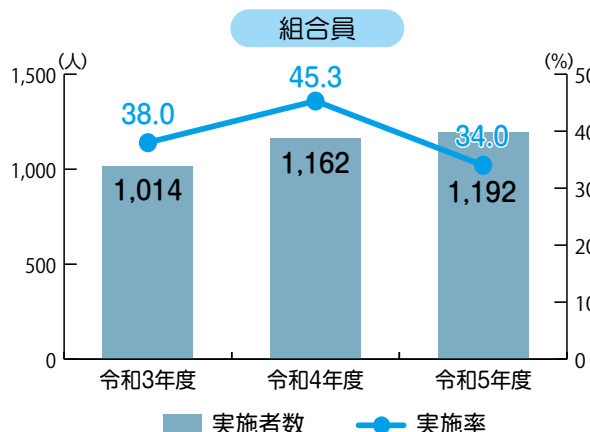
40歳から75歳未満の被扶養者の方にパート先等で受けた健康診断の健診結果票（コピー）をご提出いただくことが、当組合の特定健康診査の受診率向上に繋がりますので、ご協力をお願いします。

QUOカード
(1,000円分)
プレゼント！

特定保健指導については、令和5年度から短期組合員を含めて実施率を算定することとなったため、対象者数が大幅に増加しているとともに、特定保健指導が終了する前に退職される方も多く、令和5年度の組合員の実施率が下がっています。



特定保健指導実施状況



● 組合員別特定保健指導実施状況内訳

令和5年度	対象者数	実施者数	実施率
一般組合員等	2,824人	1,180人	41.8%
短期組合員等	906人	74人	8.2%
合計	3,730人	1,254人	33.6%

令和4年度	対象者数	実施者数	実施率
一般組合員等	2,723人	1,224人	45.0%

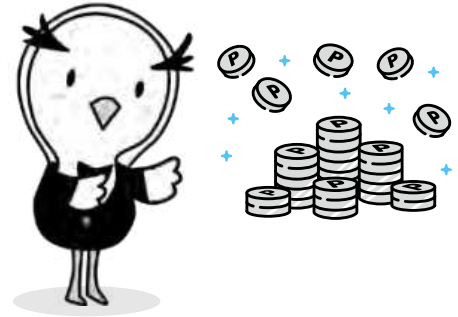
※対象者数・実施者数は、組合員と被扶養者の合計です。
また、短期組合員は令和5年度から対象となります。

特定保健指導は組合員の資格がある方を対象としているため、退職を迎える可能性が高い方へはこれまで案内をしていませんでした。

定年延長や短期組合員の加入による対象者の増加を踏まえ、令和6年度からは特定保健指導の対象者全員へ案内しますので、退職等により当組合の資格がなくなる前にご利用ください。

特定保健指導は費用を負担せずに保健師や栄養士などの専門家によるアドバイスを受けることができる貴重な機会です。ご家族で特定健康診査・特定保健指導の利用状況を確認して、対象となった場合は必ず実施しましょう。

特定保健指導を受けた場合は
MY HEALTH WEBの
ポイントがもらえます！



特定保健指導の対象とならないためには…

特定保健指導はBMI (25kg/m²以上)・腹囲 (男性85cm・女性90cm) を対象に血糖・脂質・血圧のリスクが高い方を対象としています。

これらは喫煙・飲酒・運動が大きく影響しますので、日常生活から心がけて対象とならないようにしましょう！

喫煙× 飲酒×
運動◎

令和6年度 歯周病検診未受診者の方へ

～ 歯周病検診事業を利用しましょう～

令和6年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員の皆さんへ、昨年5月に歯周病検診を無料で受けられる受診券を配付しています。

歯周病は、進行すると歯を支える骨が溶けて歯を失う原因になり、糖尿病等の生活習慣病との関連性も指摘されている病気です。

該当された方は、ご自身の健康維持のため5年に一度となるこの機会に受診しましょう。

受診期限

令和7年3月31日(月)

※「歯周病検診受診券」を紛失した場合は再交付しますので、「歯周病検診受診券再交付申請書」を提出してください。
(当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。)

受診期限が
迫っています！



お問い合わせ先

医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413